

平成29年第2回平群町議会

臨時会会議録（第1号）

招 集 年 月 日	平成29年5月9日
招 集 の 場 所	平群町議会議場
開 会 （ 開 議 ）	5月9日午前10時12分宣告（第1日）
出 席 議 員	<p>1番 山 本 隆 史 2番 城 内 敏 之</p> <p>3番 井 戸 太 郎 4番 森 田 勝</p> <p>5番 稲 月 敏 子 6番 植 田 い ず み</p> <p>7番 山 口 昌 亮 8番 山 田 仁 樹</p> <p>9番 高 幣 幸 生 10番 窪 和 子</p> <p>11番 下 中 一 郎 12番 馬 本 隆 夫</p>
欠 席 議 員	な し
地方自治法第121条 第1項の規定により 説明のため出席 した者の職氏名	<p>町 長 岩 崎 万 勉</p> <p>副 町 長 中 島 伊 三 郎</p> <p>教 育 長 岡 弘 明</p> <p>会 計 管 理 者 橋 本 雅 至</p> <p>政 策 推 進 課 長 大 浦 孝 夫</p> <p>総 務 防 災 課 長 瓜 生 浩 章</p> <p>教 育 委 員 会 総 務 課 長 松 村 嘉 容</p> <p>税 務 課 長 山 口 繁 雄</p> <p>住 民 生 活 課 長 中 村 九 啓</p> <p>健 康 保 険 課 長 辰 巳 育 弘</p> <p>福 祉 課 長 今 田 良 弘</p> <p>観 光 産 業 課 長 西 岡 勝 三</p> <p>都 市 建 設 課 長 寺 口 嘉 彦</p> <p>上 下 水 道 課 主 幹 川 口 博 司</p>
本 会 議 に 職 務 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名	<p>議 会 事 務 局 長 上 田 昌 弘</p> <p>主 幹 高 橋 恭 世</p> <p>主 査 大 文 字 睦 美</p>
町 長 提 出 議 案 の 題 目	<p>承認第 2号 専決処分の承認を求めることについて （平群町税条例の一部を改正する条例につ いて）</p> <p>承認第 3号 専決処分の承認を求めることについて （平群町消防団員等公務災害補償条例の一 部を改正する条例について）</p>

<p>町長提出議案 の題目</p>	<p>議案第23号 平群町地区計画区域内建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例について 議案第24号 平成29年度平群町一般会計補正予算（第1号）について 同意第1号 監査委員の選任に同意を求めることについて</p>
<p>議事日程</p>	<p>議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。</p>
<p>会議録署名議員 の氏名</p>	<p>議長は、会議録署名議員に次の2名を指名した。 6番 植田 はずみ 7番 山口 昌亮</p>

平成 29 年 第 2 回 (5 月)
平群町議会臨時会議事日程 (第 1 号)

平成 29 年 5 月 9 日 (火)

午前 10 時開議

- | | | |
|-------|----------|---|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名について |
| 日程第 2 | | 会期の決定について |
| 日程第 3 | 承認第 2 号 | 専決処分の承認を求めることについて
(平群町税条例の一部を改正する条例について) |
| 日程第 4 | 承認第 3 号 | 専決処分の承認を求めることについて
(平群町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について) |
| 日程第 5 | 議案第 23 号 | 平群町地区計画区域内建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 6 | 議案第 24 号 | 平成 29 年度平群町一般会計補正予算 (第 1 号) について |
| 日程第 7 | | 常任委員会及び議会運営委員会の委員の選任について |

平成 29 年 第 2 回 (5 月)

平群町議会臨時会追加議事日程

(第 1 号の追加)

追加日程第 1		議長辞職の件
追加日程第 2		議長の選挙
追加日程第 3		副議長辞職の件
追加日程第 4		副議長の選挙
追加日程第 5		特別委員会の委員の辞任許可について
追加日程第 6		特別委員会の委員の選任について
追加日程第 7	同意第 1 号	監査委員の選任に同意を求めることについて

開 会 （午前 10 時 12 分）

○議 長

改めまして、皆さんおはようございます。

町長より、上下水道課の島野課長と西口主幹、総務防災課の岡田主幹が、会計検査院国土交通統括検査室による会計実地検査を受検のため、本日の本臨時会を欠席する旨の通知を受けましたので、御報告いたします。また、観光産業課の寺口主幹が体調不良のため、本臨時会を欠席する旨の通知を受けましたので、御報告いたします。

続きまして、副町長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。はい、副町長。

○副町長

ただいま議長の許可をいただきましたので、私のほうから、平成 29 年 4 月 1 日付の人事異動につきまして異動となりました課長級の職員につきまして、御紹介をさせていただきます。

まず、前列向かって左側でございます。総務防災課長、瓜生浩章。続きまして、前列向かって右側でございます。教育委員会総務課長、松村嘉容です。続きまして、同じく教育委員会総務課参事、巳波規秀です。続きまして、後列向かって左側でございます。税務課長の山口繁雄です。会計管理者兼会計課長の橋本雅至です。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議 長

ただいまの出席議員は 12 名で定足数に達しておりますので、これより平成 29 年平群町議会第 2 回臨時会を開会いたします。

町長、招集の御挨拶をお願いします。はい、町長。

○町 長

皆さん、おはようございます。臨時議会の招集に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

平群の山々の青葉、若葉が目に見え鮮やかな平群の春真っ盛りの季節となりました。本日は、平成 29 年第 2 回の臨時議会の招集をお願いいたしましたところ、公私御多用の中、御出席を賜りまして、まことにありがとうございます。議員各位におかれましては、本町行政に対しまして格別の御理解と御協力を賜っておりますこと、感謝申し上げます次第でございます。

3 月の第 1 回定例議会から本日までの主な出来事につきまして御報告申し上げます。

4月は入学式の季節でございました。各学校、それぞれの園におきまして、入学式、入園式が行われました。園児、児童・生徒の皆さんは、これまでの学び舎から新たな学び舎へと巣立っていくことになりました。健やかな成長とこれからの活躍をお祈り申し上げる次第でございます。

4月15日に奈良県立美術館におきまして開会されました「榊莫山と紫舟のシンフォニー」との同時開催で、「『へぐり』－自然と歴史ロマンへのいざない－」として、平群町が連携展示に参加しております。この機会に、平群町の多彩な魅力を広くPRするとともに、7月23日までの会期中には、町内のボランティア団体の皆様の御協力を得まして、さまざまなイベントを開催いたします。

4月16日には春の環境愛護デーを実施いたしました。住民協働の取り組みとして、町民の皆様と町職員により、町内全体の清掃活動を行い、住環境の美化に努めてまいりました。

4月29日に、平群町的一大イベントとなりました第8回へぐり時代祭りが開催されました。天候にも恵まれ、大勢の来場者の御参加もいただき、大盛況の祭りとなりました。平群の歴史に思いをはせる時代衣装に身を包んだ歴史上の人物の時代行列は勇壮であり、沿道の見物客の方々も楽しんでいただけた時代行列となりました。メイン会場でありますくまがしステーションにおきましては、多くの団体の御協力によりまして、さまざまなイベントやたくさんの模擬店出店で大いににぎわいました。近隣市町からも参加協力いただきましたが、遠くは須崎市観光協会より、カツオのわら焼きたたきの販売、和歌山県的那智勝浦町より特産品の販売とマグロー頭造りによる振る舞いが昨年引き続き実施されました。今後とも、さまざまな団体の皆様の御協力を賜り、他の自治体との交流をも深めながら時代祭りを盛り上げてまいりたいと考えております。ボランティアスタッフの方を初め、関係各位の皆様には、この時代祭りの開催に当たり、大変御尽力を賜りましたことを心からお礼を申し上げます。

本臨時議会におきましては、専決処分承認の案件を2件、条例改正の案件を1件、補正予算の案件を1件、合計4件の議案を上程いたしております。慎重に御審議を賜り、原案どおり承認・可決を賜りますようお願い申し上げます。開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議 長

これより、本日の会議を開きます。

(ブー)

○議 長

本臨時会の議事日程はお手元に配付いたしております議事日程表のとおりであります。

本日の議事日程の報告を求めます。局長。

○局長

議事日程報告 議事日程表のとおり

○議長

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員には、会議規則第120条の規定により6番、植田君、7番、山口君を指名いたします。本臨時会の会期中、よろしく願いいたします。

日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は本日1日と決定いたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は本日1日と決定いたします。続きます。

日程第3 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて

(平群町税条例の一部を改正する条例について)

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。税務課長。

○税務課長

承認第2号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。山口君。

○7番

何点か質問します。

全体的にはあんまり平群町の住民にとって大きく変わるというのは、今回のこの専決処分案件にはないようではございますけれども、条例的に、国がこれまで定めたのを条例で決めるというような内容も多いものですから、若干質問しますけれども、まずですね、個人住民税の関係で、肉用牛の売却によるというこの部分ですね、最初の部分ですね。これは、昭和57年から来年度、平成30年

度まで36年にわたる特例を、その後3年間延長するという事なんですが、まずその理由が何かということと、それから、町内に対象者はないとは思いますが、その点はどうかということ、まず最初に。

○議長

税務課長。

○税務課長

1点目の肉用牛の延長の理由でございますが、肉用牛経営はですね、施設や肉用牛への投資が必要な一方、出荷するまで3年以上を要するなど、飼育期間が長く、投資した資金の回転が遅い上に、景気変動等による価格の変動の影響を受けやすいということで、肉用牛経営の体質強化を図るべく、本特例措置の継続が必要不可欠であるということで延長されたものでございます。

また、町内の対象でございますが、町内の対象者はなしでございます。

○議長

山口君。

○7番

それから、特定配当の関係で、町長が課税方式を決定できることを明確化するということなんですが、さっき説明の中で、所得税と住民税で異なる課税方式を選択することが可能ということなんですけどもね、要するに、それは本人が選ぶのか、それともここで見るとやね、町長が決定するって、こうなってるんやけども、本人が所得税と住民税の課税方式を違う方法を選択した場合に、それは町長の許可が要るということでこれは書いてるのかどうか、その辺ちょっと意味がわかりにくいので、その点をもう少し説明していただけますか。

○議長

税務課長。

○税務課長

上場株式等の配当所得につきましては、従来より申告不要制度、申告分離課税、総合課税の選択によって納税者が任意に選択することができましたが、所得税と住民税で異なる課税方式を選択することも可能であるということが明確化されたということで、本人の意思が最優先でございます。それを税法上、明文化したというものでございます。

○議長

山口君。

○7番

町長が課税方式を決定できることを明確化って書いてあんねん。いや、本人が選ぶんやったら別にこんな町長がどうのこうのなんて関係ないわけでしょ

う。要するに、町の方法に、本人が希望した場合に、町の許可というか何というのかあれですけども、了解が必要なのかという、そのことだけ聞いてるんやけどね。ここだけ読んだら了解が必要みたいに見えんねけど、この説明書きだけ見ればね。そこはどうなんですか。

○議 長

税務課長。

○税務課長

了解というよりも、了解は必要ないと思うんですけども、所得税の確定申告を税務署に提出する日の前日までに、別途、住民税の申告書を市町村の町長に提出する必要があるということでございます。

○議 長

山口君。

○7 番

ということは、僕は株式はやらないからそっちはわかりませんが、ようけもうけた人なんか分離課税する場合がありますよね。所得は分離するけど、住民税のほうは、じゃあほかの方法でやるっていうのは、じゃあ、町のほうにもその場合、本来、所得税出せば自動的に住民税のほうに税務署のほうから来ますよね。それが、これ分けた場合は、町のほうにも別の方法で出すという、それだけのことですか。事務的にはややこしくならないのかね。その辺どうなの。細かいことあんまり聞きたくないけど、その辺、わかっているんであれば、ちょっと説明してくれるかな。

○議 長

税務課長。

○税務課長

先ほども申しましたように、確定申告するまでにですね、前日までに町のほうに提出していただく必要があるということでございます。

○議 長

山口君。

○7 番

それから、優良住宅の造成等のためっていうのが三つ目のところにありますけども、これも今年度まで30年間の特例ということで、それを3年間延長する理由は何なのかということと、それから、これは何件か平群町でもあると思うんで、昨年度までの実績がわかれば説明していただけますか。

○議 長

税務課長。

○ 税務課長

まず理由でございますが、本特例制度につきましては、極めて高い公共性の実現を図るものであるが、優良な土地開発に供し得る土地の供給者にとって、譲渡益に対する課税のあり方が極めて重要な判断要素となっている事情から、他の手段で代替することが困難であるものであり、引き続き、税制上での特例措置を講じていくということでございます。また、実績につきましては、平成26年度から28年度を調べましたが、該当はございませんでした。

以上でございます。

○ 議 長

山口君。

○ 7 番

これはあれですかね、ちょっと調べたらよかったんやけど調べてないんで、一定の規模とかあるんですか。ここんところ、平群町内見てても、結構ミニ開発というか、10戸から数十戸の開発がちょこちょこ行われてるように思うんですけども、そういうのはこれには該当しないんやね、それやったら。26年から28年までないということは。相当規模が大きいということかな。ちょっとその辺わかれば。わからなければ、また後で僕も調べますけれど、もしわかれば簡単に説明してもらえますか。

○ 議 長

税務課長。

○ 税務課長

ちょっと調べたところ、規模までは書いてはございませんが、特例の適用を受けるためには、確定申告書に一定の添付書類が必要ということで、その添付書類というものにつきましては、買い取った業者から発行されたものということでございます。ちょっと詳しくはわかりませんが。

○ 議 長

山口君。

○ 7 番

売ったほうの人のあれやから、平群町内にそういう業者の方がいなかったらないわけ。わかりました。

それからですね、固定資産税で、家庭的保育事業、これも平群町にあるのかどうか、ちょっとあれですけども、委託訪問型保育事業、それに事業所内保育事業、これは定員5人以下ということですけども、これが、さっきもちょっと説明あったけど、わがまち特例というのを国が導入してですね、自治体にある程度裁量の余地があるということだと思っておりますが、今回これ、特定割合

2分の1というふうに書いてますが、これは固定なのかどうか。自治体に裁量の余地があるのかどうか。その後の部分については、国のほうが2分の1から3分の2とか、幅を持たせてるのがあるんですけども、この場合はそれがなかったように思うんで、自治体の裁量の余地があるのかどうか、その点どうでしょうね。

○議長

税務課長。

○税務課長

すみません、このわがまち特例につきましては、自治体の裁量で決定することができるということでございますが、平群町の場合、近隣の自治体も含めまして、国の基準に合わせたものでございます。

○議長

山口君。

○7番

あとの保育事業に係る減免、固定資産税の減免の問題なんですけどね、全部、国の数字、例えば2分の1を参酌してとか、こうなってくるわけでしょう。全部これまでの国の基準と同じようにしてるんだけど、わざわざ幅を持たせたということは、そこの、要するに地域に見合った、例えば企業型の保育所、企業内保育所がたくさんあるところだったら、そういうものをもっと充実させるために減額率を上げるとかね、そういうことが市町村の裁量でできるということなんで、そういうことも考えてやってんのかどうかね。今回のやつは全部もともとの基準というか、国が中心として示した参酌って書いてあるからね、示した数字に全部合わせてるんだけど、その辺の検討はなされた上でそういうふうになったのかどうかね。平群町にとっては、例えば子育て県下ナンバーワンって言うんだったら、ここの部分はやっぱりちょっとよそよりも保護者に優遇できるようなものにするとかね、そういう検討がなされたのがどうか。単に条例に入れなあかんから、これまでどおりでそのまま放り込んでということをやったのかどうかね、その点どうなんですか。そこが一番気になるんですよ。あんまり平群町にはないパターンですけどね、これ、家庭内保育とかそういうのは。でも、今後あった場合のことに備えてって、この法律できたときにも、そういう議論も一部やったと思うんで、その点ちょっと、全体として、別に税務課長じゃなくてもいいんですけど、どうなのか。

○議長

はい、税務課長。

○税務課長

この事業につきましては、福祉課でもあるかないかということで確認させていただきました。今のところ、ございませんということで、その辺で、今回につきましては、先ほど言いましたように、近隣市町村も合わせまして、平群町も合わせてもらったということでございます。

○議長

山口君。

○7番

ないからということでなくって、私はね、いろんな角度から検討すべきだと思うんです。別に、やれという意味で言ってるんじゃないかと、そういうことも含めて、まちづくり全体を考える場合、やっぱりそういうことも考えて、なぜこういうふうに幅を持たせてるかというのも考えればですね、さっきも言いましたように、それぞれの町の、自治体の特徴を生かしてやれということだと思うんで、別に国の方針どおりやる必要はないにしてもね、生かせるもんは生かしたらいいというふうに思いますので、そのことは指摘しておきます。

それから、固定資産税の耐震改修、省エネ改修、これについてですね、これは平群町でも何件かあると思うんですが、この間の実績はどうなってますかね。この二、三年で結構ですけど。

○議長

税務課長。

○税務課長

耐震改修についてでございます。

平成27年につきましては、なしでございます。平成28年、1件、平成29年、2件。それから、省エネ改修でございます。平成27年、3件、平成28年、2件、平成29年、1件でございます。

○議長

山口君。

○7番

結構少ない数だと思うんですが、それが3分の1から2分の1になるということで、当然、これによって、金額知れてるんでしょうけども、固定資産税の収入が減りますよね。これについては補填があるのかどうか。直接的な補填がなくても、当然、交付税で基準収入額・需要額でそれが見れるのかどうか、その点どうですか。

○議長

税務課長。

○税務課長

これについての減額分はちょっと調べてまいったんですが、その補填ですね、補填につきましては、ちょっと今はわからない状態です。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

どうもすみません、財政のほうからちょっと御説明ということでございますが、ちょっと一般論になるかと思いますが、こういった国の税制改正含めて、地方税の減収等につながるものにつきましては、当然、今、議員御指摘賜りましたように、基準財政収入額が減額になるということでございます。ほんで、当然、御承知のように、基準財政収入額と基準財政需要額の差というのが交付税の算出根拠になってございますので、そういった意味では、減収分相当につきましても、一定、地方交付税の算入基礎には反映されるのかなというふうに理解はしております。

○議長

山口君。

○7番

あと、最後に自動車税のグリーン化特例についてですけども、これは2年ほど前でしたか、これできたのね。実際に始まってんのはもう始まってんですけども、それが延長されるということで、一応28年度の実績、それから、当然その分減りますから、それが補填されるのかどうか。

それともう1点は、自動車製作者の不正行為に起因した納付という、多分、三菱自動車のことだと思うんですが、それがあったからだと思うんですけども、これによって、平群町でも何らか、このことで補填されたとか、動きがあったのかどうか、その2点について説明いただけますか。

○議長

税務課長。

○税務課長

まず、28年度の実績でございますが、自家用の乗用が180台、74万2,500円、貨物で11台、1万5,700円、合計191台、75万8,200円の減額でございます。また、減額分の補填については、これはないということでございます。

次に、不正によるものでございますが、昨年でございますね、三菱自動車による燃費性能不正問題が発覚して、国からの指導によりまして、平群町の本来課税分1万800円をグリーン化特例25%経過による税額8,100円での納付件数、これ17件ございました。この差額、2,700円の17台分の金額とい

たしまして、4万5,900円を三菱自動車より納付していただいております。
議員おっしゃられたように、このような事例に基づきまして、今回の規定の整備が図られたと理解しております。

○議長

ほか、ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結します。
これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結します。

これより、承認第2号について採決を行います。

本案については原案どおり承認することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり承認することに決しました。

続きまして

日程第4 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて

(平群町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について)

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。総務防災課長。

○総務防災課長

承認第3号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。
これより、承認第3号について採決を行います。

本案については原案どおり承認することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり承認することに決しました。

続きまして

日程第5 議案第23号 平群町地区計画区域内建築物の制限に関する条例
の一部を改正する条例について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長

議案第23号 提案理由説明

○議 長

これより本案に対する質疑に入ります。森田君。

○4 番

まずですね、位置図ですけどね、もう少しわかりやすい資料をつけていただきたい。全体がどの位置かですね、よく見ないとわからないですね、この図面であればですね。まずそれはお願いをしておきます、今後ですね。

それとですね、これ、なぜ北側いうんですかね、北側の近隣商業地域も改定されないんでしょうか。

○議 長

都市建設課長。

○都市建設課長

位置図については、また今後、わかりやすいものということで、機会があれば改めさせていただきます。

北側の部分ですが、いわゆるセンター地区Aという部分でございます、生駒市と隣接する部分です。北側につきましては、一定、地区内において土地利用が図られているという状況にあります。ただ、センター地区Bについては、これまで、平成8年に都市計画の告示を打って以降、未利用の土地がいまだに存在するというところで、今回、センター地区Bに限り見直すということで御提案させていただきます。

○議 長

森田議員。

○4 番

そうであれば、具体的な申請なり要望書が出てるんでしょうか。

○議 長

都市建設課長。

○都市建設課長

具体的な申請、要望というものでございます。

ただ、この地区に関しては、土地利用としての問い合わせというものがこれまで多数ございました。そういったことも踏まえての改正ということで御理解いただきたいと思っております。

○議 長

山口君。

○7 番

ちゃんと言うたほうがええんちゃうの。そなん、あいてるところ、1カ所だけやんか、今見たって。誰が見たってわかるやんか。ここの地域であいてるところ言うたら、コンビニの南側だけでしょう、あいてるところはね。ほんで、もう既に自動車って書いてあんねんから、ここ以外できへんねんから、自動車販売会社しかないでしょう。だから、問い合わせがあるということでしょう。もう計画はある程度決まってるんでしょう。言われへんことなん、それ。

わざわざ今、変える、臨時議会でこれを出してきて変えるってのはそういうことちゃうの。そやのに、問い合わせが幾つもあってって、何も決まってないということですか。そなん、何も決まってないのに何で変えんの。こんな具体的に変える必要あらへんやんかと私は思うんですけどね。

○議 長

都市建設課長。

○都市建設課長

何も決まってないといえますか、具体的には決まってないということで、こういう意向があるということは受けております。

○議 長

山口君。

○7 番

だって、自動車販売って書いてあんなから、それ以外ないでしょう。要するに、車検つきの工場もついた自動車販売、これ、そこまで書いてあってやね、ほかの用途来るの。コンビニがあそこ、横にできたって別にええわけやけど、それやったらこんなこと、変える必要あらへんやんか。今建ってる建物が閉鎖してたらわかるけど、言われへんということなの。もうそれ、問い合わせがあって、ある程度決まってるんでしょう。どこまでか知らんけども、そこを言われへんのか。言われへんって言うたら言われへんと言うたらええけどやな、別に。言われへん話か。近々来るんでしょう、これ、こんなんどう見たって。それ、どうなの。

○議 長

都市建設課長。

○都市建設課長

話としてはございますということで、ただ、具体的にどういったものかというところまでは、今は言えないというか、わかってないという、承知してないということでございます。

○議 長

ほか、ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結します。
これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結します。
これより、議案第23号について採決を行います。
本案は原案のとおり可決したいと思います、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第23号 平群町地区計画区域内建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

続きまして

日程第6 議案第24号 平成29年度平群町一般会計補正予算（第1号）
について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。政策推進課長。

○政策推進課長

議案第24号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。森田君。

○4番

全体的なことですけれども、3月議会で可決されました予算です、歳入、補助金とかです、具体的に言いますと、コミバスとかいうのがまだ確定していなかったというふうに聞いておりましたんですけれども、これ以外、今、補正で上がってる以外です、国なり県なりの補助金はもう確定したというふうに理解していいのでしょうか。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

森田議員の御質問でございます。

平成29年度当初予算編成の折、歳入財源ということで、それぞれ補助事業であるとか交付金事業の採択を目指しまして補助金の申請をさせていただいた事業がございます。当然、財源の内訳といたしましては、その交付金も見込んだ上で措置をしたものがございます。まだ全てが全て、ちょっと財政課のほうでも把握はしておらないんですけれども、現時点でといいますか、最近わかったところでございますが、現時点で、きょう現在ということも含めて、歳入確定

が伴わなかったような事業もございますので、その部分につきましては事業執行を見ながらですね、財源の構成等の措置もあわせてやっていきたい、議会のほうにもお諮りをしたいというふうに考えております。

○議長

森田君。

○4番

それじゃあ、財源の確保はできてないものですね、主な事業はどんなものがあるんでしょうか。わかる範囲で結構ですけど。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

今現在把握しておるところでございますが、コミュニティバスの運行事業でございます。これにつきましては、地方創生の推進交付金ということで事業申請をさせていただきまして、内示という部分でございますが、申請をした金額が満額つかなかったというのがございます。その部分につきましては、今後どうしていくかということも含めて、庁内担当課のほうともいろいろ協議をして進めなければならないなというふうには、まず考えておるところでございます。

○議長

森田君。

○4番

その、今わかる範囲でそれしかわかってないんですか。それ以外でも、道路とか非常に厳しい状況だというふうに聞いてますけれども。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

すみません、ちょっと漏れがございまして申しわけございません。

社会資本総合整備交付金等につきましては、今ちょっと、全ての事業につきまして、具体の金額の資料を持っておりませんが、今回につきましては、社会資本の事業については、本来、非常に厳しい交付金事業やというふうに言われております。その上で、当初見込んでおった額の何割かという部分でございますが、今回につきましては、おしなべて、ほぼ申請をさせていただいた部分については交付を受けれるようになったのかなというふうに理解をしております。

具体で申し上げましたら、29年度、文化センターの設計委託料等につきまして、社会資本の交付金充てております。それにつきましては、ほぼ予算額ど

おり、若干予算額を割っておるところはございますけれども、おおむね予算額どおり配分いただいたとか、そういうのもございますので、すみません、まだ29年度始まったばかりでございますので、その辺の歳入予算につきまして、ちょっと全て把握しておるわけではございませんので、ちょっと承知しておるところでの御説明ということで、よろしくお願いいたします。

○議長

森田君。

○4番

6月議会ではわかる範囲、またどうせ予算書、補正予算が出てくるといいますので、きっちり記載をしていただきたいというふうをお願いをしておきます。

吉新の公民館ですね、どこの場所に移転する計画になってるんでしょうか。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

これも区画整理、今、実施をしております事業と絡んでくるところでございますが、今、役場の道路を挟んでございます長楽寺さん、お寺の隣というふう聞いております。

○議長

森田君。

○4番

予算上げてるわけですから、きっちり予算所管部署は掌握するのが普通じゃないかなというふうに思います。

それとですね、今回ですね、予算のかえで、何か上位計画とか長寿社会とかいうことなんですけどもね、これ、いつまでに作成する予定なのか。私もですね、以前これ、公共施設等総合管理計画というのが我々議員のほうにも提出いただいたんですけど、私、こんなんがっかりしてますよ、こんなもん。こんなもん、当たり前のこと当たり前に書いてですね、コンサルにお金払ってるというのは、私はちょっと、この資料を見てですね、私はもうがっかりしてるんですね。何も前に進んでない、この資料ですね、そのような計画をされては、私は困るんじゃないかと。法律上ですね、絶対必要なものであれば仕方ないにしてもですね、職員でできるものは職員でやるべきじゃないかと、私、思うんですけども。具体的に言いますと、こんな職員の、町のデータですね、上位計画ですね、総合計画に基づいてつくってるだけじゃないですか、語呂合わせ、言葉合わせで、数字合わせでですね。そんなことはないようにですね、この今言うてるやつはペーパーデータでしょうか。今、予算上がってるものはペーパー

データで出てくるんでしょうか。それと、この中にですね、何か謝礼が42万とか何か書かれていますね。何回ぐらい開いて、何人ぐらいの構成でやられる計画なのか。

それと、わからないのが、広報折込手数料4万7,000円、これは何の費用なんですか、具体的に。

○議長

福祉課長。

○福祉課長

まず、開催の回数です。これは、5回を予定しております。

それから、広報折込手数料ですが、計画を立てましたら、資料ができてまいります。その概要版ですけれども、これを住民さんに周知するというので、広報に折込手数料ということで計上しております。

○議長

森田君。

○4番

今、その折込手数料ですね、私こんな初めて聞いたんです。広報に折り込み入れるのに手数料かかるんですか。かかるんですか。私ども、議会のことで報告会の折込手数料も入れてもらっているんですが、そんなんでもかかっているということですか。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

森田議員の御質問でございます。

広報の折込手数料でございますが、まずお答えとしましては、かかっております。今まで、かなり広報に挟んでいただくような印刷物も含めて、ばらばらに作成をしまして、各自治会さんのほうでお手数をかけておったような過去の経過もございまして、なるべく配りやすいようなものとしてしつらえていくということで、広報紙のほうに折り込みを入れるということで考えました。その費用というのは手数料で、紙の大きさ等によりまして変わってまいります、必要になるということでございます。

○議長

森田君。

○4番

かかるものは仕方ないというふうに思うんですけども、初めてこういうのが具体的に出てきましたもので、私はほかの団体の広報紙出しているところは業者に

全部委託してますので、そういうのは手数料かかるというふうに理解しているんですけど、初めて出てきたものですね。

それとですね、この計画はいつまでに完成させる予定でしょうか。

○議長

福祉課長。

○福祉課長

計画は、29年度末、来年の3月を予定しております。

○議長

森田君。

○4番

文化財保護費というのが計上されてますね、20万。これはもう、現在やってるやつの執行をするということなんですね。まだ執行されてない、当然予算が可決されてないので執行されてないと思うんですけども、これ、文化財保護費の項目に該当するんですか、これ。私はどこでもいいと思うんですけどね、文化財保護じゃないと思うんですよね、甲冑の何かつくったりとかするのは、私、イベントじゃないかなというふうに思うんですけども、その辺のこと、お答えください。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

御質問にお答えをさせていただきます。

現在、今、「書の源流企画展連携展示『へぐり』」を開催しておるところでございますが、その位置づけといたしましては、平群町の歴史と文化の魅力を県内外に発信をしていく絶好のチャンスということで捉えておりまして、その中で、展示の中で、平群町の文化財、歴史、信貴山城とかですね、椿井城含めましての展示をさせていただいてるところでございますので、その位置づけで言いますと、文化財保護費の項目に当たると考えております。

○議長

森田君。

○4番

平群町をPRするのに教育委員会というもちょっと私はおかしいんじゃないかなというふうに思います。当然これは、平群町の魅力を発信するんであれば、観光産業課あたりでないかと思うんですけども、その意見だけ申し上げておきます。

○議長

ほか、ございませんか。山口君。

○ 7 番

さっきもちょっと議論になってた地域福祉計画、これはどういう位置づけなん。当初予算にはなかったわけでしょう。介護と、それから障がい者福祉の、これも計画策定業務の上位みたいな書き方してあるけども、どういう関連があるのか、ちょっと理解できへんねけどね。本当に必要なんやったら、何で当初予算に入れてなかったわけ。その点、どうなんですか。

○ 議 長

福祉課長。

○ 福祉課長

地域福祉計画でございます。これは、社会福祉法の107条で定められた計画でございます。これは、努力義務ということでなっております。できるだけ平群町としてもこの計画はつくっていきたいと以前から考えていたところでございます。ただ、それに伴う、ある程度財政的なものも必要ですんで、補助の申請をしていたところなんです。そこで、補助採択になったということで、今回、この計画を計画したということでございます。

あわせて、介護保険の計画、それから障がいの計画、これもきちっと、これはしていきます。地域福祉計画というのが上位計画ということでございますが、介護保険は介護保険法に基づいて、これは計画を立てて保険料も決めていくということで、重要なことでございますんで、これもやっていくと。障がい者の計画も、これもきちっと策定していくと。だから、計画としては、この三つ出てくるということでございます。

○ 議 長

山口君。

○ 7 番

聞いてへんやんか。違うやん。もともと介護保険と、それから障害者福祉については、両方とも計画立てることで当初予算上がってたわけじゃないですか。それを今回、500万の、地域福祉計画をつくるに当たって、500万、国から補助金出るから、それを三つ合わせて一緒につくるというわけでしょう。ここに書いてあんなやったら、各種既存計画を取りまとめた上位計画と書いてあるやんか。だから、介護保険や障害者福祉計画の上位になるっちゅうことでしょう。そのもとになるもんということでしょう、これだったら。そういう説明やんか。だから、その500万の予算使って、そっちも全部使うっちゅうわけでしょう。実際は全部で1,185万7,000円の予算になってるけどやね、もともと700何ぼかかってたやつを500万もらったから、地域福祉計画も

含めたら、これまでの700万より大分安くなると、750万より安くなるといふ補正じゃないですか、これ。だから、どういう関連性があるのって聞いてんねん。

だって、国からもらった金使うんでしょ、介護保険のほうにもこれ。500万の中には入ってるわけでしょう。それを聞いてんねん。ばらばらに三つつくんねやったら、何でこんな予算立てするわけ。それやったら、地域福祉計画だけの500万でつくっておいたらええやないの。介護保険の策定のほうは介護保険の策定で3年に1回決まってるわけやから、何でこういう予算立てになるんかという話やんか。だから、関係あるんでしょ。関係ないけど、こうしたら平群町、200万ほど浮くからこうやってますということなん。いや、その辺はつきり言うてくれたらええねやん。これだけやったら、何か三つ合わせてやらなあかんみたいに思うけど、今の説明やったらばらばらにやりますやんか。

さっき、森田さんの質問に、4回の会合ですと言ったでしょう。それはあれやろう。地域福祉計画を立てるのに4回やろう。これ、せやけど、ここに書いてあるやつは、この1, 185万7, 000円というのは、障害者福祉計画も介護保険の策定委員会も全部入った話やで、金額的には。その回数なんか何も言うてへんやんか。これ、全部中に入ってるじゃない、これ。一緒になってるんでしょ、これ。障がい者福祉、全部一緒になってるやん。一緒になってごちゃまぜになってるやんか。

例えば、この1, 185万7, 000円のうち、介護保険のほうには幾らですか。障がい者福祉には幾らですか、全部分けて出してよ、それやったら、項目も。こんな一緒くたにしたら何もわからへんやんか。全部、地域福祉計画の中でまとめてやるということになってるわけでしょう。こんな予算の立て方おかしいんちゃう。その点どうなん。

○議 長

福祉課長。

○福祉課長

三つ一緒ということで予算計上しております。ただ、先ほど言いましたように、計画としては地域福祉計画、それから第7期の介護保険事業計画、それから第4次の障害者計画、第5期の障害福祉計画、これ、それぞれ立てます。こういったまとめた予算計上さしていただいているのは、策定の委託業務があります。これをそれぞれ別々にするよりは、一つにしたほうが委託料として安くなると、そういうことで、一つにまとめた予算としたところです。

○議 長

山口君。

○ 7 番

それなら委託するところは1カ所で、三つの計画、全部一つのところに委託するというわけ、そのもとになるやつは。そういうやり方すんのか。

○ 議 長

福祉課長。

○ 福祉課長

プロポーザルでやりますけども、一つの、一業者で三つの計画ということでございます。ただ、仕様書の中で、ただし、条件としては、それぞれの担当者をつけるということで、きちっと策定できるようにしていくと、そういうことでございます。

○ 議 長

山口君。

○ 7 番

わかりました。これ、全部さっき、三つとも積算、全部一緒になってたやつ、全部ばらばらに出して。そうでないとね、例えば次また今度、8期の計画、介護つくるときに、今度はまた別々ですとなったときに、幾らかかったかって、全然わからんでしょう、あなたたちはわかったって。チェックする議会は何もわからんわけですよ、これでは。だから、事業、さっき普通なら、この説明の中でもっと詳しく、このうち、これとこれとこれが介護保険で、これとこれとこれが障害福祉計画の分ですって、こう分けなあかんわけよ。地域福祉計画って初めて出てきたから、どんなもんかさっぱりわからんわけよ。その説明も何もない。当初予算に上がってないやつ突然出してきて、説明もなしやんか。ほんで、三つ一緒にですって、これ何やねんということになるやんか。だから、三つの関係説明してくれって言ったって、説明できへんでしょう、ばらばらや言うたやんか。ほんなら、別々に出してくださいよ。その資料、出してください、きょう中に。積算できてんねやから、できるやんか、すぐに。

○ 議 長

福祉課長。

○ 福祉課長

積算を出せということでございます。出させていただきます。

○ 議 長

山口君。

○ 7 番

予算のやり方としては考えてもらわなあかんで。500万ついたから喜んで、

これやりますと。これもくっつけとけばええわって、そうやらんと、この500万が取れないというんなら、そう説明してくれたらええねん。僕はだから、これ、一緒にしてるということは、この上位に地域福祉計画があって、そのもとに障害福祉計画とか介護の計画とか老人福祉計画とかやね、そういうもんが出てくるって思うからやね、まだ理解できるけどやね、ばらばらでつくるんやったら、こんな予算措置、おかしいんじゃないですか。ほんで、さっぱりわからんよね。ただ、今まで750万ぐらいかかっていたのが740万か730万かかっていたのが、今度1,100万になるけれども、500万は補助金出てきますから、大分助かりますねんって、そういうふうにするてんねやろうけどやね、そやけど、きちっとわかるようにやね、誰が見たって説明がわかるようにしてもらわないと、チェック機能果たされへんねん。

だから、そこのところがもうちょっと、説明、これつけてもらったのは去年、ことしの3月からかな、去年の12月、ちょっとだけつけてもらったか、それは前進してるんだけど、もうちょっとその辺ね、はっきりわかるようにしていただきたい。ほんで、さっき言った、課長出してくれる言うてるから、全部項目ごとに出してよ。合わせた事業費幾らやで。そうでないと、三つ一緒にプロポーザルでやるからどうのこうのって言うてるけど、それも全部分けて出してね。そうでないと、そなんあれやで。介護保険のほう、これは一般会計から出てるからあれやけどやね、ちょっとそれはもうお願いしておきます。

ちょっとやり方考えてもらわなあかん。どうなん、その辺、財政当局としては。このつくり方で、今のでええわけ。今の福祉課のところと言うたら、それでいいんですか。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

今、山口議員のほうから御指摘賜りました予算の組み方という部分でございます。

確かに、おっしゃられるように我々も、財政課といたしましても、今回500万というところで交付金を、俗に言う、取ってきてくれたというところも含めて、全体的な、今年度にしなければならない計画業務の策定金額、いわゆる試算をいたしましたら、少し一般財源の持ち出しも減るかなというふうなことで、今回、こういった形での補正をしたというのは思うところがございます。その部分につきましては、議員の御指摘のとおりかなというふうにご考えております。

あと、ちょっと財政課のほうと、福祉課のほうと、計画そのものについての、

ちょっと考え方の相違もあったのかなど。我々、計画ものにつきましては、地域福祉計画というところで、一番大もとの上位計画があって、それぞれの計画というのは福祉もたくさん計画ございますので、俗に言う部門計画的なものというふうな位置づけをしておりました。上位計画のほうである程度の計画の方向性、また計画本体を決めていくことによって、より効率的な計画策定ができるのではないかなという思いで、今回、ちょっと補正という形で計上させていただいたところがございます。

計画、個別の費用計上等につきましては、後ほどまた資料のほう、提出させていただくこととなってございますが、予算編成させていただいた趣旨というのはそういうところがございます。

○議 長

馬本君。

○12番

この補正予算出してはるにおいてや、地域福祉計画の趣旨は、定義は何やということから皆やってはると。読もうか、これ。「高齢者、児童、障がい者などの分野ごとの縦割りではなく、住みなれた地域で行政と住民が一体となって支え合う総合的な地域福祉に取り組むことを計画して」。今まで縦割りやった。あんたさっき言うた、努力義務か何か言うたかな。そこでや。これは2003年かな、4月の施行の社会福祉法の規定を根拠に都道府県がいろいろ申請するわけや。これは任意やからな。それを今度されてんやろう。ということやから、あんた、安なったからとかな、それは私は、補正予算出される以上、この趣旨ぐらい、定義ぐらいわかるとるやろう。地域福祉というのは、今まで縦割りやったのを、その後やめまじょうと、こういう仕方もありますよということ、これは書いてあんねん。間違うてたら間違うてると言うて。課長どうや。

○議 長

福祉課長。

○福祉課長

今、馬本議員、御指摘いただいたとおりでございます。今まで縦割りでやっていたものを総合的な地域福祉計画としてやっていくと、そういったものでございます。これにつきましては、地域福祉計画というのが、先ほど馬本議員御指摘いただいたとおりでございますが、それとあわせてですね、介護保険の計画、障がいの計画もつくっていくと、そういうことでございます。

○議 長

ほか、ございませんか。井戸君。

○3番

今、考えもあるんですけども、ちょっとね、最近いろいろ調べてまして、さまざまな分野でやっぱり行政の支出っていうのが、ちょっと一般価格より高いということがほかでもございましたので、ちょっといろいろ、今回、例えばですけれども、この地域福祉計画策定業務、1,128万円が、事業業務委託料が高いか安いのかというのは本当ね、こちらとしてもチェックしづらくてですね、安いに超したことはないわけですけど、かといって安過ぎて、変なものをつくられても困るんですけども、これが、今、先ほど聞いてますと、三つのことを一つにするということ安くなるということなんですけども、ちょっと私がまずこの件で聞きたいのは、三つで、今すぐは出ないと思うんで、山口議員の資料のときにきっちりつけていただいたらいいんですけども、三つだったら幾らだったのかということと、三つが一つになることによってこの金額になりましたと、比較できればありがたいです。

そもそも、この委託料というのが高いのか安いのかを何カ所かで、例えば、入札だったらまだわかりやすいんですけど、プロポーザルって特にチェックしづらい。高いか安いのかよくわからないという部分がありまして、随意契約に近いのかなと思ってしまうんですけども、ちょっとその辺が、この算定として、これが安いか高いかわかるような資料があればありがたいです。

ほかもちょっと、今回、お金に関してちょっと聞かせてもらいますが、この上の、先ほど、広告折込手数料、この4万7,000円が果たして安いのかってというのが、ちょっと私としても気になりまして、例えば7,000世帯でしたら6円近くかかっていると。普通、折り込みといたら一、二円でできるはずなんですけども、挟むだけですから、機械でばばぽとやったら。これが、わからないですよ、どんなものかって、ちょっとこれだけではわからないので、これが何で6円なのかなというのがあります。これがもし、お答えできればいいんですけども、こんなものですよというのがわかればありがたいですね。

あと、先ほど、ちょっとまた初めのページに戻りますけども、例えばですけども、この企画展へぐり実行委員会補助金で、マイ甲冑教室実施経費7万円、これ、何でかかっているのかというのが、たしか講師とかも全部ボランティアだと思うんですけど。でしたら、教室借りるお金なのか、ちょっとその辺もわからない部分があって。となってくると、この7万円が正しいのかどうかもちょっとわかりづらい。もう一個、この講師費用も8万円というのは、きちんとした講師を呼んでいただくにしては安いですし、ボランティアにしては高いのかなと、交通費にしては高いのかなと思いますから、ちょっとその辺もわかる範囲で、このマイ甲冑、講師、それから先ほどの広告折込手数料4万7,000円の件ですね。今、お答えしていただきたいのはその辺ですね。地域計画策定委

託業務に関しては、また後ほどで結構なので、今回、その3点、わかる範囲で結構です。ちょっとお聞かせください。

○議長

福祉課長。

○福祉課長

広告折込手数料でございます。

7,700枚掛ける2円80銭掛ける2回掛ける税で4万6,570円ということで、4万7,000円でございます。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

御質問にお答えをさせていただきます。

マイ甲冑教室の実施の経費でございますが、7万円とさせていただいております。これにつきましては、講師の謝礼ということで、5,000円の単価で4名分、2万円と。そして、材料費一式ということで、5万円を組ませていただいております。そしてまた、イベントの材料費5万円につきましては、これはクイズを解いてですね、平群の歴史を学ぶということで、クイズラリーを実施いたしますので、その材料費が5万円ということ。そして、講師費用等につきましては8万円を計上させていただいておりますが、これにつきましては、土曜日、日曜日を中心にですね、1階のレクチャールームでですね、講演でありますとかイベントを開催をしておるところでございます。その中には、京都大学の非常勤講師の先生に来ていただいて講師をしていただくこともございます。それ等々の講師謝礼、そして講師の交通費ということで計上させていただいております。

○議長

いいですか。

○3番

はい。

○議長

ほか、ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結します。

これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結します。

これより、議案第24号について採決を行います。

本案は原案のとおり可決したいと思います。異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、議案第24号 平成29年度平群町一般会計補正予算（第1号）については原案のとおり可決されました。

11時50分まで休憩いたします。

（ブー）

休 憩 （午前11時42分）

再 開 （午前11時50分）

○議 長

それでは、休憩前に引き続き再開をいたします。

（ブー）

○議 長

私は議長の辞職願を副議長に提出いたしました。

お諮りします。

この際、議長の辞職の件を日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。それでは、この際、議長の辞職の件を日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第1 議長辞職の件を議題とし、副議長と交代いたします。

議長退席、副議長着席

○副議長

それでは、審議を続行いたします。

本件につきましては、山田君の一身上に関する件でございますので、地方自治法第117条の規定により山田君の退席を求めます。

山田仁樹議員退場

○副議長

では、職員に辞職願を朗読させます。局長。

○局長

それでは、朗読いたします。

辞職願

平成29年5月9日

平群町議会副議長 井戸太郎 殿

平群町議会議長 山田仁樹

このたび一身上の都合により議長を辞職したいので許可されるようお願い出ます。

以上でございます。

○副議長

お諮りします。

山田仁樹君の議長の辞職を許可することに御異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○副議長

では、異議なしと認めます。よって、山田君の議長の辞職を許可することに決定いたしました。

山田君に入場いただいて、挨拶を受けます。

山田仁樹議員入場

○副議長

では、御挨拶をお願いします。

○ 8 番

昨年5月に議長という要職に就任をさせていただきまして、この1年間、本当に皆様のお力添えと御協力をいただきまして、何とか1年間、大過なく要職を務めさせていただくことができたように感じております。

振り返ってみますと、台風が接近する中、奈義町の視察においては、相手方の日程もなかなかままならないまま、強行的に研修を強行したと。その中でも、朝早くから、出発時間も変更した中でも、皆さんの御理解と御協力をいただいて、何とか研修を遂行することができた。

また、議会報告会においても、新たな取り組みとして、座談会的なことをみんなで話し合いすることをどうかということも含めて、皆さんの御協力、お力添えをいただきながら、何とか遂行することができたということ、このことだけをとっても、この1年間、本当に皆様のお力添えがあったものと、深く感謝しております。

そういった意味で、1年間、何とか務めさせていただきました。本当にありがとうございました。

○副議長

ただいま議長が欠員となりました。

お諮りします。

議長の選挙を日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに選挙を行いたいと思います。御異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○副議長

異議なしと認めます。よって、議長の選挙を日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに選挙を行うことに決定しました。

追加日程第2 議長の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法は投票、指名推選のいずれの方法で行うか御審議をお願いします。

「投票」の声あり

○副議長

では、投票という意見が出ておりますので、選挙は投票により行います。

議場を閉鎖します。

議場閉鎖

○副議長

ただいまの出席議員は12名であります。会議規則第32条第2項の規定により、立会人に山本君及び山口君を指名いたします。

では、投票用紙を配付いたします。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

投票用紙配付

○副議長

投票用紙の配付漏れはありませんか。

「なし」の声あり

○副議長

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

投票箱点検

○副議長

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票をお願いします。

局長の点呼により順次投票

○副議長

投票漏れはありませんか。

「なし」の声あり

○副議長

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。山本君及び山口君、開票の立ち会いをお願いします。

開票

○副議長

では、選挙の結果を報告いたします。

投票総数12票、有効投票10票、白票2票です。

有効投票のうち、山田君6票、下中君4票、以上のおりであります。

この選挙の法定得票数は3票であります。よって、山田君が議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

議場開鎖

○副議長

ただいま議長に当選されました山田君が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をします。

この際、各位に報告いたします。議長は王寺周辺広域休日応急診療施設組合議会、老人福祉施設三室園組合議会の議員及び、王寺周辺広域市町村圏協議会の委員にもただいま就任であります。

議長就任の御挨拶がございます。

○議長

議長就任に際しまして、一言御挨拶を申し上げます。

昨年に引き続いて議長をさせていただくことになったということで、その責任の重大さを痛感しております。今後は、住民の方々にとって開かれた、身近な議会を皆様とともに目指しながら、また私自身の持論であります若い世代の流出、定住促進を柱とした平群町の活性化、そのことに対しまして、議員の皆様、理事者の方々とともに粉骨砕身、頑張っていきたいと思っておりますので、また1年、どうぞよろしく願いをいたしまして、就任の挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。(拍手)

○副議長

続きまして、議長章の授与を行います。

事務局より議長章授与

○副議長

議長、では議長席におつき願います。

新議長着席

○議長

それでは、審議を続行します。

副議長の井戸君から辞職願が提出されております。

お諮りいたします。

この際、副議長辞職の件を日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに御異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、副議長辞職の件を日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

続きますして

追加日程第3 副議長辞職の件を議題といたします。

本件につきましては、井戸君の一身上に関する件でございますので、地方自治法第117条の規定により井戸君の退席を求めます。

井戸太郎議員退場

○議長

職員に辞職願を朗読させます。局長。

○局長

それでは、朗読いたします。

辞職願

平成29年5月9日

平群町議会議長 山田仁樹 殿

平群町議会副議長 井戸太郎

このたび一身上の都合により副議長を辞職したいので許可されるようお願い出
ます。

以上でございます。

○議 長

お諮りします。

井戸太郎君の副議長の辞職を許可することに御異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、井戸君の副議長の辞職を許可することに決定
しました。

井戸君に入場いただいて、挨拶を受けます。

井戸太郎議員入場

○議 長

どうぞ。

○3 番

ただいま辞任いたしました井戸です。

1年間、皆さんの御協力を得まして、本当にありがとうございました。

以上でございます。

○議 長

ただいま副議長が欠員となりました。

お諮りします。

副議長の選挙を日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに選挙を行いたい
と思います。御異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、副議長の選挙を日程に追加し、日程の順序を
変更し、直ちに選挙を行うことに決定しました。

続きまして

追加日程第4 副議長の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法は、投票、指名推選のいずれの方法で行うか御審議をお願いします。

「投票」の声あり

○議長

投票という意見が出ておりますので、選挙は投票により行います。
議場を閉鎖いたします。

議場閉鎖

○議長

ただいまの出席議員は12人であります。会議規則第32条第2項の規定により、立会人に森田君及び高幣君を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

念のために申し上げます。投票は単記無記名です。

はい、どうぞ。

投票用紙配付

○議長

投票用紙の配付漏れはありませんか。

「なし」の声あり

○議長

配付漏れなしと認めます。

投票箱の点検をします。

投票箱点検

○議長

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票をお願いします。

局長の点呼により順次投票

○議 長

投票漏れはありませんか。

「なし」の声あり

○議 長

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。森田君及び高幣君、開票の立ち会いをお願いいたします。

開票

○議 長

選挙の結果を報告します。

投票総数 12 票、有効投票 12 票です。

有効投票のうち、城内君 6 票、井戸君 6 票、以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は 3 票であり、城内君と井戸君の得票数はいずれもこれを超えております。

両君の得票数は同数です。

この場合、地方自治法第 118 条第 1 項の規定は公職選挙法第 95 条第 2 項の規定を準用して、くじで当選人を決定することになっています。

城内君及び井戸君が議場におられますので、くじを引いていただきます。

くじは 2 回引きます。1 回目はくじを引く順序を決めるためのものです。2 回目はこの順序によってくじを引き、当選人を決定するためのものです。

くじを行います。

森田君及び高幣君、くじの立ち会いをお願いいたします。

城内君、井戸君、前へお願いします。

まず、くじを引く順序を決めるくじを行います。議席番号の若い城内君、井戸君、くじを引いてください。

くじ引き

○議 長

くじを引く順序が決定しましたので、報告します。
まず初めに井戸君、次に城内君。以上のおりです。
ただいまの順序により当選人を決定するくじを行います。
1番のくじを引かれた方を当選人といたします。
井戸君、城内君、くじを引いてください。

くじ引き

○議 長

くじの結果を報告します。
くじの結果、城内君が当選人と決定しました。
議場の出入り口を開きます。

議場開鎖

○議 長

ただいま副議長に当選されました城内君が議場におられます。会議規則第3条第2項の規定によって当選の告知をします。

副議長就任の挨拶がございます。城内君、どうぞ。

○副議長

くしくもと言いますか、少子・高齢化やなしに少知識・高齢化の私でございますが、先輩諸君に教えてもらいながら役務に精通したいと思います。よろしくお願いします。(拍手)

○議 長

議長宛てに各特別委員会の委員から辞任願が提出されております。
お諮りします。

この際、特別委員会の委員の辞任許可についてを日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに御異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、特別委員会の委員の辞任許可についてを日程

に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

続きまして

追加日程第5 特別委員会の委員の辞任許可について
を議題とします。

お諮りします。

各特別委員会の委員の辞任を許可することに御異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、各特別委員会の委員の辞任を許可することに決定しました。

ただいま各特別委員会の委員が欠員となりました。

お諮りします。

この際、特別委員会の委員の選任についてを日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに御異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、特別委員会の委員の選任についてを日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

続きまして

追加日程第6 特別委員会の委員の選任について及び

日程第7 常任委員会及び議会運営委員会の委員の選任について
を会議規則第37条の規定により、一括議題とします。

ただいま議題となりました各委員の選任方法については、どのような方法で選任すればよいか御審議をお願いします。

「選考委員会で」の声あり

○議長

選考委員会でとの声がありますので、議長のほうから選考委員を指名いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。選考委員については、私と副議長の城内君、前副議長の井戸君、山口君、以上4名をもって選考委員に選任したいと思いますが、御異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よろしくお願いいたします。

それでは、委員会構成もありますので、午後2時まで休憩をいたします。

(ブー)

休 憩 (午後 0時25分)

再 開 (午後 2時00分)

○議 長

それでは、休憩前に引き続きまして会議を再開します。

(ブー)

○議 長

各委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、議長が会議に諮って指名することとされております。

休憩中、選考委員会を開催し、協議していただきました各常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の委員の所属が決定いたしましたので、御報告いたします。

名簿を配付いたします。

名簿配付

○議 長

それでは、局長のほうから報告いたします。はい、局長。

○局 長

それでは、お手元に配付させていただきました名簿に基づきまして御報告を申し上げます。なお、敬称は省略させていただきますので、よろしくお願い申

上げます。

総務建設委員会、委員長に窪和子議員、副委員長に下中一郎議員、委員には森田勝議員、山口昌亮議員、山田仁樹議員、馬本隆夫議員。

文教厚生委員会、委員長に井戸太郎議員、副委員長に植田いずみ議員、委員には山本隆史議員、城内敏之議員、稲月敏子議員、高幣幸生議員。

下水道事業特別委員会、委員長に植田いずみ議員、副委員長に森田勝議員、委員には城内敏之議員、山口昌亮議員、高幣幸生議員、下中一郎議員。

駅周辺整備事業特別委員会、委員長には下中一郎議員、副委員長に稲月敏子議員、委員には城内敏之議員、植田いずみ議員、山田仁樹議員、馬本隆夫議員。

財政検討特別委員会、委員長には馬本隆夫議員、副委員長に井戸太郎議員、委員には山本隆史議員、山田仁樹議員、高幣幸生議員、下中一郎議員。

議会改革特別委員会、委員長には山本隆史議員、副委員長に窪和子議員、委員には稲月敏子議員、植田いずみ議員、山田仁樹議員、高幣幸生議員。

公共交通対策特別委員会、委員長には森田勝議員、副委員長に山口昌亮議員、委員には城内敏之議員、井戸太郎議員、窪和子議員、馬本隆夫議員。

議会運営委員会、委員長には山口昌亮議員、副委員長に山本隆史議員、委員には井戸太郎議員、森田勝議員、稲月敏子議員、窪和子議員。

議会だより編集委員会、委員長には山口昌亮議員、副委員長に山本隆史議員、委員には井戸太郎議員、森田勝議員、稲月敏子議員、窪和子議員。

以上でございます。

○議長

ただいま局長から報告いたしました各委員会の委員の選任については、以上のように指名いたします。御異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました以上の諸君をそれぞれの委員長、副委員長、委員に選任することに決定いたしました。

次に、任期満了に伴います国民健康保険運営協議会委員、清掃センター運営審議会委員及び廃棄物減量等推進審議会委員の報告を申し上げます。

まず、国民健康保険運営協議会委員は、山本君、森田君、山口君。

続きまして、清掃センター運営審議会委員は、私、山田と井戸君、下中君、馬本君。

続きまして、廃棄物減量等推進審議会委員については、城内君、植田君、窪

君。

以上で報告を終わります。

続きまして、議会選出の監査委員、馬本君より、本日をもって監査委員を退職したい旨を町長に申し出されております。

よって、この際、同意第1号 監査委員の選任に同意を求めることについてを、地方自治法第102条第5項の規定に基づき、追加日程第7として議題とすることに御異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。

議案の配付を行います。

議案配付

○議 長

続きまして

追加日程第7 同意第1号 監査委員の選任に同意を求めることについてを議題といたします。

ただいま町長のほうから選任されました高幣君は、地方自治法第117条の規定により、自己の一身上に関する事項でありますので、御退席を願います。

高幣幸生議員退場

○議 長

議案の朗読を事務局長より求めます。局長。

○局 長

それでは朗読いたします。

同意第1号

監査委員の選任に同意を求めることについて

下記の者を監査委員に選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求める。

平成29年5月9日提出
平群町長 岩 崎 万 勉

記

住 所 奈良県生駒郡平群町若葉台2丁目11番4号

氏 名 高 幣 幸 生

生年月日 昭和17年10月11日

以上でございます。

○議 長
提案者の提案理由の説明を求めます。

○町 長
同意第1号 提案理由説明

○議 長
これより本案に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議 長
ないようでしたら、質疑を終結いたします。
続いて、これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長
ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。
これより、同意第1号について採決を行います。
本案について、原案のとおり選任同意することに御異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長
異議なしと認めます。よって、同意第1号については原案どおり選任同意することに決定いたしました。
高幣君に入場いただいて、御挨拶をお受けしたいと思います。

高幣幸生議員入場

○議 長

挨拶をお願いします。

○ 9 番

高幣でございます。

本日は、皆様方の温かいご支援のもと、監査委員ということに同意いただきましてありがとうございます。

ちょっと過去を振り返りますと、私は監査委員は3期目になると思うんです。もう大分前の話ですけれども。ただ、言えることは、平群町のこのような財政状況の中、そしてまた、職員の問題、いろんなことを考えまして、これからは正しい会計をやっていくのが本筋だと思います。もちろん、この何年間、正しい会計が進められてまいりましたけれども、私としても、もう一度同じような気持ちで、新しい平群町財政を見ていく、これも一つの大きな仕事だと考えておりますので、代表監査とともに歩んでまいりたいと思っております。

本日は、皆様方のお力で監査委員に選任されましたことを感謝申し上げ、御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。(拍手)

○ 議 長

以上で本臨時会に付議された件について全部終了いたしましたので、これをもって会議を閉じます。

町長、閉会に当たり御挨拶をお願いします。はい、町長。

○ 町 長

本日は、長時間にわたりまして慎重な御審議を賜りまして、まことにありがとうございます。

上程させていただきました案件につきましては、原案のとおり承認・可決を賜りまして、本当にありがとうございます。次の6月定例議会におきましても、皆様方にお世話になろうかと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

本日はまことに御苦労さまでございました。ありがとうございました。

○ 議 長

これをもって平成29年平群町議会第2回臨時会を閉会いたします。

(ブー)

閉 会 (午後 2時12分)